# くにみ

No. 163

1971／4／15

編集 発行 国見町公民館


| | |
|---|---|
| 人口と世帯数 | |
| 男 | 5.809人 |
| 女 | 6.217人 |
| 計 | 12.026人 |
| 世帯数 | 2.635世帯 |
| 46．4．1現在 | |

## 五つの提唱

わたくしたちは明るく正しい選挙を実現して住みよい郷土をきずくため次の五つを守ることを提唱いたします

一、よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう

一、選挙法を守らない候補者はボイコットしましょう

一、私たちの代表の活動を常に見守りましょう

一、選挙にからむ祝儀、花輪などは辞退しましょう

一、議員等に祭りや団体旅行などの寄付をねだらないようにしましょう

主唱

国見町選挙管理委員会
国見町明るく正しい選挙推進協議会
国見町婦人団体連絡協議会
国見町公民館

## 明るく正しい選挙運動について
### ……棄権は自由か……

公民館長
推進委員長　佐藤善次郎

明るく正しい選挙に関する会議に、選挙違反事件が話題になるのは当然であるが、その例には必ずと言ってよいほど国見町の名が出てくるのには、全く閉口してしまう。それでも昨今は霊山町がクローズアップされた関係から幾分わが町の影がうすれた感はある。違反事件については、誰でもやっていることとか、運が悪かったとかの弁解は、選挙そのものを冒とくすること、これよりははなはだしいものはない、中には知らずして犯す人もないわけではないが、最も悪質な買収供応に至っては、いささかの弁解も許せないというしゆん厳な態度を、一般有権者は是非とももたねばならないと思う。

今年は選挙の年であると言われている。県議選は済んだが町議選の告示は間近に迫っている、六月には参議院議員の選挙がある。われわれは今度こそ、選挙違反の絶無を期して、自粛自戒すべきであろう。そして町の選挙管理委員会、明正選挙推進協議会、婦人団体連絡協議会、公民館等の主唱する五つの提唱を勇気をもって実行すべきである。

もう一つは投票率の問題である。投票率は国民の政治への関心を示すバロメーターであるといわれている関係もあって、選挙のあるたび毎に棄権防止にひと苦労する。棄権といっても、病臥中とか、やむを得ない緊急の用事ならともかく、「私一人ぐらい投票しなくとも」という、あなたまかせ型、「信頼できる候補者がいないから」という理想型「誰に投票したって同じことさ」とそっぽを向くあきらめ型、更に極端な言い方をする人は「政治に関心のない有権者が、無責任な投票をするより、政治を真剣に考える人だけが投票すれば、政治の質がよくなるだろうという声もきく。では本当に棄権の自由はあるものだろうか、投票の義務は法的に規制されたものではない。理由なくして棄権した者を罰する国もあるそうだが、日本はそうではないのだから理論としては棄権の自由はあると言えるだろう。しかし有権者のすべてが棄権しない限り、誰かが当選することになる。

つまり棄権することは、どんな人が当選してもかまわないということと結果的に全く同じことである。棄権する人は、どんな人物がどんな政治をしても一切文句を言わないだけの覚悟がいるだろう。いゝかえれば、棄権の自由を主張することは、議会政治を否定するものでまことに危険な結果になるおそれが十分にある。更に「棄権自由論」は、投票という行為を通じて、政治に対する関心を深め意識を高めてゆく、つまり選挙は重要なる政治教育の機会である点を見落していると思う。要するに棄権は、主権者としての地位を自から放棄することになる。もし理想的な候補者がいなければ、次善の人物でがまんして気長によりよい政治の実現につとめるべきだと思うそうはいっても候補者をよく知るための努力をおしんではならない。他人に留守番を頼むにしても、信頼できる人かどうかを確かめるのだから、まして一国、一県、一町の政治を委任する人を選ぶのには、特に審重にことを運ばなければならない。そして明るく、正しく、みのりのある選挙の実現を切に希うものである。

# 今度は藤田保育所の改築など

## 393.673.000円
(昭和46年度予算)

三月の定例議会は十六日に開会され、会期を三日間と決定し、重点事業九件を含む次の議案を可決確定し閉会した。

昭和四十六年度　重点事業

一、団体営、県単高速道関連事業八ヶ所　三六、二七三千円

一、林道整備七ヶ所　三五、三八五千円

一、藤田保育所改築　一九、一七〇千円

一、町道舗装改良　二二、二〇〇千円

一、県北中学校プール建設　一一、〇〇〇千円

一、公営住宅建設一〇戸　一四、四八〇千円

一、町史編さん　二、二五〇千円

一、町民福祉センター造園　一、五〇〇千円

一、老人医療十割給付　二、五七五千円

議案の主な内容は次のとおり

(イ)国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正について

町の各種委員、部落長各種推進員、学校医等の報酬の額を引き上げるための改正。

(ロ)国見町消防団設置等に関する条例の一部改正について

消防団員の報酬額を引き上げるための改正。

(ハ)職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

牧場管理作業員と保健婦の特殊勤務手当の額を引き上げるための改正。

(ニ)国見町敬老年金給付条例の一部改正

現在一、〇〇〇円敬老年金を二、〇〇〇に引き上げるための改正

(ホ)国見町国民健康保険条例の一部改正

現在の助産費三、〇〇〇円を一〇、〇〇〇円に葬祭費三、〇〇〇円を五〇、〇〇〇円に、育児手当一、八〇〇円を三、〇〇〇に引上げるための改正。

(ヘ)国見町老人医療費支給条例制定について

社会保険等の被保険者で八十才以上の老令者が療養を受けた場合、その負担額を国保の被保険者と同じく十割給付を行なう制度を制定したものである。

(ト)国見町町営住宅管理条例の一部改正について

これは入居者の資格を決定する収入基準額を引き上げるための改正

(チ)国見町立幼稚園の保育料に関する条例の一部改正について

幼稚園の保育料を一、〇〇〇円に引き上げる改正。

(リ)国見町職員定数条例の一部改正について

水道課職員を二名増員するための改正。

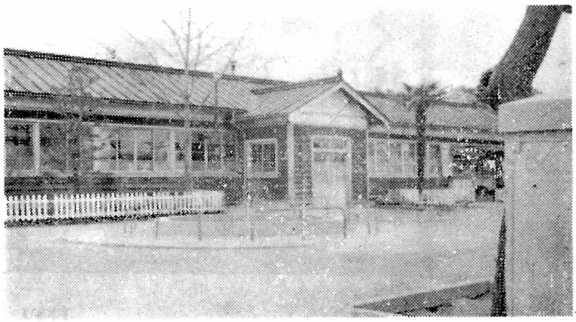

≪改築される藤田保育所≫

(ヌ)入山財産区管理会委員選任に同意を求めることについて

これは五月六日に任期満了するもので次のものを選任するための同意を求めたものである。

須田兼造　斎藤長一
佐久間隆雄　松浦長明
八島進　佐野市郎
大浪政吉

(ル)伊達地方消防組合議会議員選挙について

四月一日より発足する伊達地方消防組合の議員を次のとおり選挙したものである。

東海林一郎　菊地政治

(ヲ)選挙管理委員補充選挙について

四月三日に任期満了する委員を次のとおり選挙したものである。

委員　早田盛　佐藤政三　引地芳男　安藤正重

補充員　熊田一怡　穂苅計三　岩城健治　佐藤儀助

(ワ)昭和四十五年度国見町育英特別会計補正予算

これは奨学資金と入学資金の貸付額が当初より減少したので補正したものである。

(カ)昭和四十五年度国見町水道事業会計補正予算

決算見込みによる不用額を整理したものである

(ヨ)昭和四十五年度国見町国民健康保険特別会計補正予算

医療給付費の減少に伴い、歳入歳出三、九〇九千円を減額補正したもの

(タ)昭和四十五年度国見町一般会計補正予算

今回の追加額五、六二八千円で総予算額は三三〇、六〇二千円となった

歳出の主なものは

①保育所改築のための基金積立金一〇、〇〇〇千円

②農道等工事費一、三四四千円

③町道敷購入費一、一〇七千円

④県営事業負担金一、三四四千円

(レ)昭和四十六年度大木戸財産区特別会計予算

予算総額二一四千円

(ソ)昭和四十六年度国見町入山財産区特別会計予算

予算総額は一、〇三五千円で公団造林事業委託料七〇八千円が主なもの

(ツ)昭和四十六年度国見町藤田財産区特別会計予算

予算総額一一三千円

(ネ)昭和四十六年度国見町育英特別会計予算

予算総額一、六二五千円

修学資金貸付金
大学五名　三〇〇円
高校三名　二三四千円

入学資金貸付金
大学六名　六〇〇千円
高校一四名四二〇千円

が主なものである。

(ナ)昭和四十六年度国見町水道事業会計予算

予算内容の主なものは次のとおり。

業務の予定量

①給水戸数　一七五〇戸
②年間総配水量　五一五千立方米
③一日平均給水量　一、四四四立方米

収入の部

水道使用料　受託工事等収入二一、四九五千円

支出の部

人件費、電力料工事資材代等二〇、九四六千円
メーター費　一六〇千円
車輌費　六五〇千円
漏水探知機一九八千円
企業債償還金　一、七九八千円

(ラ)昭和四十六年度国見町国民健康保険特別会計予算

予算総額　一四二、七九六千円

歳入歳出の主なものは次のとおり。

歳入
国保税五六、二六四千円
国庫支出金　七八、八〇七千円

歳出
保険給付金
一二九、九八七千円
その他は経常費
(ム)昭和四十六年度国見町一般会計予算
予算総額
三九三、六七三千円
前年度より七二、二三一千円増で伸び率二二、五%となっている。

# よくえらべ 明日の郷土を創る人

## 四月二十五日 町議会議員選挙

任期満了に伴う国見町議会議員の一般選挙は、統一地方選挙により四月二十五日に行なわれます。この選挙は私たちの最も身近な町政に直接参与する町議会議員を選ぶ重要な選挙です。町の発展と、私たち町民の福祉の向上を真剣に考える候補者をよくえらびましょう。

町議会議員選挙について有権者の皆さんに次のことをお知らせします。

**◎立候補の届出**

立候補の届出は、告示日の四月十八日から十九日まで(二日間)町選管において受付けます。

**◎選挙権(選挙人名簿)**

選挙人名簿に登録されていない人は投票できません。

今度の町議選の有権者は

(1)昭和四十六年四月十三日まで三ケ月以上当町に居住している方(転入者は一月十三日まで転入届出のあった方)

(2)昭和二十六年四月二十六日までに生れた方で、選挙人名簿に登録されている方が有権者となります。ただし選挙人名簿に登録されてあっても婚姻、就職、転居等により、選挙前日までに町外に転出した方は選挙権はありません。

**◎不在者投票**

選挙当日に社用、公用などの出張、出かせぎ、その他止むを得ない用事で投票所に行けない方は、告示日から選挙の前日まで不在者投票ができます。この場合、その事由を申し立て宣誓書を提出しなければなりませんから、該当する方は早目に申し出てください。特に出かせぎのように長

## 春の全国交通安全運動

### こどもと老人の交通事故防止の徹底

1　安全施設の総点検

(1)通学通園路及び遊び場付近の安全施設を点検し、危険箇所をなくする。　(2)通学通園路を指定し、安全な通行方法を指導する。

2　飛び出し事故の防止

(1)こどもの道路への飛び出し、車の直前直後の横断をしないように指導する。　(2)保護者は交通安全のしつけを徹底し、こどもの安全をはかる。

3　正しい自転車の乗り方励行

(1)保護者はこどもに自転車の正しい乗り方を指導し、事故防止をはかる。　(2)こどもの体にあった自転車を使用させ、絶えず点検整備(反射テープをはりつけることを含む)をする。

4　老人に対する指導と保護

(1)各家庭では老人に正しい歩行について十分指導する。
(2)運転者は老人の安全歩行を保護する。

5　正しい横断の励行

歩行者は歩道橋(横断歩道)を利用し、安全な横断を励行する。

6　運転者の歩行者に対する保護規定の確認

運転者は交通ルールを再確認し、横断歩道及び交差点における歩行者保護の規定を励行する。

### 行楽期の交通事故防止の徹底

1　飲酒運転の追放

(1)地域、職場ぐるみで飲酒運転追放運動を展開する。
(2)飲食店などでは、運転者に酒を飲ませないようにする
(3)飲酒運転の取締りを強化し、運転者に酒を飲ませた者の責任も追及する。

2　無謀運転の追及

(1)無免許運転、速度違反、無理な追越し、信号無視、過積載等の無謀運転をなくする。　(2)無謀運転の取締りを強化する。

3　踏切事政の防止

安全確認と一時停止を励行する。

4　レジャー運転の事故防止

(1)あらかじめコース等を調査し、無理な運転をなくする
(2)マイカーの点検整備を徹底する。

昭和46年度

## 国見町一般会計 歳入歳出予算

(単位千円)

歳入の状況

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減率 |
|---|---|---|---|
| 町税 | 70.488 | 59,560 | 18,3 |
| 自動車取得税交付金 | 6,400 | 5.500 | 16,4 |
| 地方交付税 | 168,849 | 154,678 | 9,2 |
| 交通安全対策特別交付金 | 150 | 145 | 3,4 |
| 分担金及び負担金 | 11,912 | 2,010 | 492,6 |
| 使用料及び手数料 | 7,528 | 6,877 | 9,5 |
| 国庫支出金 | 10,911 | 6,833 | 59,7 |
| 県支出金 | 56,878 | 46,142 | 23,3 |
| 財産収入 | 5,821 | 4,226 | 37,7 |
| 寄付金 | 4,855 | 3,891 | 24.8 |
| 繰入金 | 11,510 | 1,001 | 1049,9 |
| 繰越金 | 4.000 | 4.000 | |
| 諸収入 | 13.371 | 14,579 | △ 8,3 |
| 町債 | 21.000 | 12,000 | 75,0 |
| 歳入合計 | 393.673 | 321,442 | 22,5 |

歳出の状況

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減率 |
|---|---|---|---|
| 人件費 | 103,159 | 84,595 | 21,9 |
| 物件費 | 53,059 | 47,327 | 12,1 |
| 維持補修費 | 5,712 | 3,210 | 77.9 |
| 扶助費 | 2,555 | 2,655 | △ 3,8 |
| 補助費等 | 50,195 | 36,749 | 36,6 |
| 普通建設事業 | 154,256 | 123,383 | 25,0 |
| (1)補助事業 | 108,788 | 67,242 | 61,8 |
| (2)単独事業 | 45,468 | 56,141 | △19.0 |
| 災害復旧事業 | 1 | 1 | |
| 公債費 | 15.375 | 12,218 | 25,8 |
| 積立金 | 200 | 200 | |
| 投資・出資金 | 216 | 264 | △18,2 |
| 貸付金 | 4.500 | 4,520 | △ 0,4 |
| 繰出金 | 3.145 | 3,820 | △17,7 |
| 予備費 | 1.300 | 2,500 | △48,0 |
| 歳出合計 | 393,673 | 321,442 | 22,5 |

期不在者は、告示日（十八日）前に家族の方から連絡し、貴重な一票をむだにしないようにしましょう。

◎**代理投票**　身体の故障、その他の理由で自分で字の書けない人は投票所で係員に申し出てください、係員が書いてさしあげます。

◎**その他**　町議選に関してのお問い合わせは町選挙管理委員会まで
電話二一一一番
有線四一五四番
選挙管理委員会

みつけたり……

# 五〇〇〇年前のいろり跡
# 先住民族の住居跡！
## 山田遺跡（光明寺）の発掘調査

わが町の歴史をつくるため古文書の調べをしていることはかねてお知らせしたとおりであるが、このほどもっともっと大昔の、文字のなかった原始時代の郷土の姿を知るために、遺跡の発掘を行なうことになり、その手始めに光明寺の山田遺跡の発掘調査をした。山田遺跡というのは、光明寺字山田から西大枝字根岸にかけての縄文土器の出土地に名づけたもので、こんど発掘の対象となったのは、渋谷庫太さん（光明寺字鹿野）所有の畑地と佐藤英治さん（西大枝字根岸）の所有畑で、表面調査の結果縄文土器（約三千五百年前のもの）の破片や石器類がたくさん採集された。

発掘調査はあくまで学術的なもので、県史編纂室目黒吉明先生が担当者となり福島大学考古学研究会員二〇名の手で行われた。

二月二十八日予備調査をしたのち三月十四日からいよいよ本調査にかかつた。一同は町の福祉センターに泊り、朝晩マイクロバスで往復する。

まず地面にタテヨコ二メートルの碁盤割にテープを張り、一つ置きの元禄模様に掘って行く。一人一区画づつ受持って調べながら掘るのだ。始め表土をスコップでハネ上げ底土（第二層）からは移植べらを横に使いながら二～三ミリづつ削っていく。途中かちりと当った土器の破片や石器類、どんな小さなものでも見逃がさず拾い上げてポリザルに入れる。いやその前に大事な仕事がある。遺物にあたったら掘りとる前に記録をとることだ。竹ヘラでていねいに土を掘りわけ、ほうきやハケで掃ききよめて写真をとり、測量して図面に書き入れる。まことにご念入りのことと感心する。決して「ここほれわんわん」式や穴掘り競争ではないのだ。三日、四日と進み深さも六〇～七〇センチに達するあたりともなれば、あまり撹乱されていない層のため出土品の形も大きく「五十年前底掘したとき、かめやつぼがたくさんあった」という古老のことば通りあっちにも、こっちにもその姿があらわれた。一同凱歌をあげた。カメラマン、測量係、記録係は目がまわるほどいそがしい。さて、ここはいったい何のあとなのか、お墓？、住居跡？、いろいろの論が出るとにかくもっと掘り下げる黄色い地盤に達する。開びやく以来の地やまだに一きわ黒々と見える部分があるそこを丹念に掘る。ある、縄目のもようもはっきりしてくる。そして、とうとう出てきた。

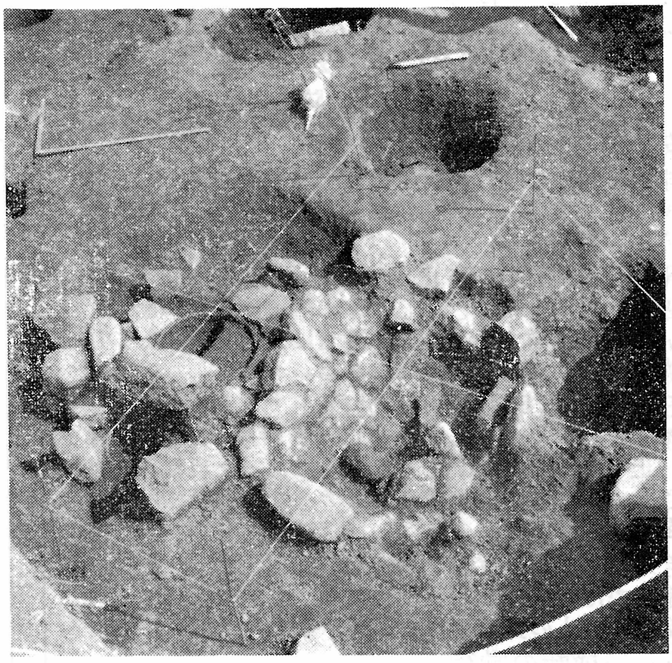

ある、いろいろのもようをつけた、さまざまの形をした土器やその破片、石の棒や刀、骨片、木炭とにかく三千年前、縄文時代中期のものであることは疑いないものである。ことは疑いないものであることは一つ置きにほり残しておいた所も全部掘り上げる。あまり仕事があって予定の日数ではやりきれない。一日延ばして二十一日まで調査することにした。七日目になってとうとう目ざす爐跡があらわれた。縄文中期の複式爐というものだ。これでこの遺跡は古代人の住居跡であることが確認されたわけで、これは学術上まことに貴重な発見である。

こうして調査は、大成功をもって終ったわけであるが、この大事業がこのように順調に進み、予期以上の成果を挙げることができたそのかげには、地元光明寺部落のなみなみならぬ後援のおかげがある。渋谷庫太、佐藤英治の両氏は、万難を排して快よく土地を提供してくだされ、部落長渋谷貞一さんをはじめ部落民一丸となって物心両面から援助をいただいたのでわれわれは安心して調査に専念できたのである。特に部落婦人部（会長渋谷照子さん）では

## おめでとうございます
（三月中出生届をされた方　敬称略す）

| 出生日 | 氏　名 | 名と続柄 | 親 | 住　所 |
|---|---|---|---|---|
| 2、22 | 大槻　公彦 | 睦雄の長男 | | 山崎堰下12の3 |
| 27 | 市山　澄枝 | 稔　の2女 | | 藤田南3 |
| 28 | 後藤　美奈 | 繁雄の長女 | | 塚野目中沢15の7 |
| 3、7 | 伊勢千寿子 | 文朗の長女 | | 山崎　北古舘8 |
| 〃 | 斎藤　武 | 清　の2男 | | 石母田薬師堂19 |
| 11 | 松浦　吏仲 | 春雄の2女 | | 山崎北古舘8 |
| 12 | 我妻　恵義 | 昭　の長女 | | 徳江字北畑39 |
| 12 | 佐藤ルミ子 | 茂　の長女 | | 山崎北古舘8 |
| 〃 | 佐藤　忠 | 忠介の長男 | | 徳江拾俵橋23 |
| 13 | 八巻　笑佳 | 勇一の2女 | | 徳江舘ヶ崎8 |
| 15 | 佐藤　敦子 | 正和の長女 | | 西大枝人の内一のイ |
| 〃 | 佐藤　祥子 | 幸作の長女 | | 徳江親郷27 |
| 17 | 小池　浩二 | 芳市の2男 | | 森山別当12の1 |
| 18 | 渡辺　宏 | 等　の長男 | | 藤田沢田二、4の1 |
| 〃 | 小畑　光博 | 光雄の2男 | | 藤田南19 |
| 20 | 佐藤　桃子 | 洋一の長女 | | 藤田藤田一3の3 |
| 21 | 菅野寿弥恵 | 喜一郎の長女 | | 塚野目堀込27 |

昼食一切まかないを担当し毎日かわるがわる出動し、おいしいごちそうを腹いっぱい食べさせていただいたこと、調査員（福島大学生）一同心から感謝していた。同会では各戸米五合づつ出し合いそのぶんを副食物の経費にまわしたので毎日の昼食が豪華版で、発掘調査歴二〇回というベテランたちもびっくりしていた。

また毎日お茶の接待をしたり、山と積む出土品や道具を置くため物置一棟を提供してくださった桜沢長次さんのご親切、一番難物とされてた「埋戻し」作業の応援をしてくださされた青年会や地元有志の方々のご援助、おいしいりんご等たくさんもって慰問してくださった渋谷節男さんなど、心から感謝を申し上げる次第である。

これらの出土品は全部国のものとなり、福島大学で整理したのち、県立文化センターに保管して一般の研究資料に供されることになる

## 明治学級だより

# 揃って落第希望

## 吉岡先生の話をきく

明治学級では三月二十五日午後一時から福祉センターで四十五年度の修了式を行ない、福島市大森円通寺の吉岡棟一先生のお話をおききしました。

式は、副委員長吉田民蔵氏の開式のことば、熊田委員長のあいさつ、鈴木主事の学事報告、佐藤館長の式辞のあと一同に対し記念品が贈られ、つぎに吉岡先生の「明治学級のあり方」についての講演があった。

先生は一時間半にわたって老人の心構えについて、ユーモアをまじえながらみんなにわかりやすく話されたそのあとで四十六年度の学級生募集その他について打合わせをしたが、みんなそろって来年度もいっしょに勉強しようということになった。

尚、これまでは、明治生れの人全体を対象にして毎回呼びかけ、学級生が一定していなかったため、出席者の取扱いや通知に大へん不都合があったので、来年度は最初に入学申込みを受け希望者だけで学級をつくるいわゆる「定員制」とすることになった。（その要領は三月号くにみに掲載してあるのでごらんいただきたい）

吉岡先生のお話の要点二三を摘記する。

○自分のことだけを考えず相手の立場になって考えよ。常に相手をゆるす寛容の心が大切。

○物事はすべて両極端を避け中道をゆくことに心がける。

○日本の今の繁栄は骨のない影のようなもの。

○根のない浮草のような流行にふりまわされている今の生活。衣食住から心のもち方まで。

○子どものきまま、女のきまま。

○子どもに迎合する親の無定見さ。

○目標のない日本に目標を示めす老人の役割を考えよう。

**（つぎの明治学級の案内）**

今月の明治学級は二十七日午前十時からつぎのとおり行ないますので、入学申込みをしてある方は一人のこらずご出席ください。まだ申込みをされない方は当日入口で受付けますのでおいでください。

記

○時…四月二十七日（火）
○所…福祉センター
○講師…田村操先生
○題…「生活と憲法」
○日程
1 午前十時から入学、始業式
2 午前十一時三十分から交通安全の話
3 正午からみんなでたのしく昼食会（婦人会からお汁のサービスがあるので、各自は主食だけ持参すること）。
4 午後一時から田村先生の憲法のお話

## お悔み申し上げます

（三月中に亡くなられた方　敬称略す）

| 死亡日 | 氏名 | 年令 | 住所 |
|---|---|---|---|
| 3、4 | 小島ナツ | 50 | 山崎北古舘8 |
| 6 | 村上ヒロ | 88 | 山崎上川前6 |
| 〃 | 高村作二 | 65 | 藤田太子堂44の1 |
| 8 | 菊池慶治郎 | 82 | 大木戸海道上10 |
| 13 | 遠藤正二郎 | 72 | 光明寺車2 |
| 16 | 遠藤みつ | 63 | 小坂塚田11 |
| 25 | 髙橋源六 | 47 | 泉田川北50 |
| 26 | 松浦周治郎 | 68 | 大木戸中橋3の2 |
| 27 | 佐藤キク | 66 | 石母田上ノ山12 |

# 私たちの活動のめあて

## 婦人会の重点目標きまる

国見町婦人会連絡協議会では今月十一日（日）午後一時から福祉センターで総会（評議員会）を開き、四十五年度の庶務会計の報告をしたのち新年度の事業計画や予算の審議をした。

今年度は「健康な心とからだをつくる」ことを始め、消費者生活の安定、交通安全、青少年の健全育成、公明選挙、老人対策など七つの重点目標を掲げそれぞれの実践項目を定めた。同会では、町内の婦人たちがみんなそろって、自分のため社会のため婦人会に入り、これからの活動を通して教養を高めるよう、新会員の募集を進めている。

重点目標と実践事項

一、健康な心とからだをつくりましょう。

○家庭バレーボール
○レク講習会
○おどりクラブ
○コーラスクラブ
○料理講習会

二、○町内婦人連合運動会
消費者生活の安定のための活動につとめましょう
○商品研究会
○しあわせ号の活用
○新生活運動の推進
三、交通安全のための活動につとめましょう
○交通安全母の会の結成
○標語、ポスターの配布
○街頭補導
四、青少年の健全育成につとめましょう。
○あいさつ運動の提唱
○家庭教育学級への協力参加
○一こえかけ運動
五、明るく正しい選挙の推進につとめましょう。
○五つの提唱
○政治教室への協力
六、老人のしあわせを護ってやりましょう。
○老人と語る会
○老人福祉研究会
○敬老会
七、新しい時代に適応するための教養を高めましょう。
○学級、講座の開設参加
○研究会、講習会の開催
○社会見学
○小グループの学習会
○母子愛護会

## 老人は医療費が無料

**（社会保険等に加入している80才以上の方）**

国民健康保険の加入者はすでに十割給付になっておりますが、国民健康保険以外の社会保険等に加入している80才以上の方の医療福祉の向上と健康保持増進を図ることを目的に、町では老人医療費支給条例を制定、本年四月一日より施行（摘用）することになりましたので、左記により医療費給付を申請されるようお知らせします。

記

一、申請場所　国見町役場住民課福祉係
一、申請に心要なもの　印鑑、診療証明書（用紙は係にあります）
一、申請はその都度ですが同一医療機関で療養（治療）した場合は一か月毎に申請して下さい。
一、医療費の給付は申請行為であり、後日精算給付になりますので、医療費の自己負担分の支払は従来通りその都度医療機関に支払って下さい。

◎不明の点は係におたずね下さい

## 戦歿者遺族相談員設置のお知らせ

戦没者遺族相談員は、戦没者遺族の援護の相談に応じ必要な指導助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行に資する業務を行い、戦没者遺族の福祉の増進を図ることを目的として設置されたものですから十分活用されるようお知らせします。なお、戦没者遺族相談員は、県知事より推せん、厚生大臣の委託を受けて業務を行うもので相談員は次の通りです。

記

戦没者遺族相談員
福島市山下町八番五号
富田喜平
(電)呼三四—九〇五三

戦傷病者相談員
梁川町大字粟野字中通一二
大友登茂寿

## 被害にあったら　すぐ一一〇番へ！

この頃のドロボーは、捜査の有力な手がかりになる指紋などはほとんど残さなくなりましたが、それでも荒らされた被害現場には犯人を特定するのに非常に役立ついろいろな資料が隠されているものです。

たとえばどこからどうやって侵入したのか、錠をどんな用具を使ってどんな方法であけたか、室内のどこをどうやって捜したか、などを細かく調べることによって、重要な手がかりをつかむことができます。もし被害にあったら次の点に注意して下さい。

◎すぐ一一〇番に届ける。
◎ドロボーが荒らしたと思われる場所や物品には手を触れないで、そのままにしておく。
◎盗まれたお金や物品などは警察官がきてからいっしょに調べる。
◎ドロボーが室内にいるような時は驚いてむやみに騒がない、大声を出すとかえって強盗になる危険がある。

（桑折防犯協会）

## あつかし俳句会（三月二十四日）

兼題「つくし」「春の風」三句雑二句
席題「彼岸」

◎ほとけみな乾く彼岸の造り花　早田灰鳥
◎九十九折ゆき金楼梅花見たり　奥山甲二
◎あぶくまの川ささ濁りつくし出づ　斎藤黄鶴楼
◎春風に身なり調ふ靴の音　泉山
◎ひなの子が土筆ままごと一たむろ　一陽
◎つくづくし児の戯ずらや野火の跡　正一
◎春風や自転車の娘等列つくり　痴仏
◎風ぽかり土筆摘む手のしわがれし　雨田
◎春風のなぶるほつれ毛嚙んで見る　蔦水
◎つくづくしひと日ひと日に際の立つ　山月
◎漂然と一友の来る春の風　勝ヱ
◎春の風もすそ乱れる晴着かな　正見
◎春風をたもとにふくみ妻帰る　正雄
◎つくし摘む手にほのぼのと土匂ふ　はる子
◎墨すりを止めて目を閉づ春の風　祥子
◎道すがら土筆落ちてる野良上り　かね子
◎父の墓根強く生きるつくしかな　昭子
◎ステップを踏みつつ土筆手にかざし　貞子
◎まっとうに生きて慾無しつくし摘む　栄子

## 労災保険料報告書の提出を

労災保険昭和四十五年度確定、昭和四十六年度概算保険料報告書の提出と保険料の納付は、五月一五日が最終期限です。労災保険加入事業場は必ず五月一五日まで保険料の報告と納付をして下さい。

なお、労働基準法の規定に基づく「適用事業報告」は四月三〇日まで提出することになっておりますので、併せてお知らせいたします

（福島労働基準監督署）

## 青年学級開設のお知らせ

昭和四十六年度は次により開設いたします。

1 目的
町内に在住し勤務に従事していて25歳までの青年を対象に、実際生活に必要な知識、技能の習得、ならびに一般教養の向上をはかり町の中堅青年を養成する。

2 開設期間
昭和四十六年四月から四十七年三月三十一日まで

3 開設場所
町民福祉センター（国見町公民館）

4 開設学級
今年度から混合学級として自主活動コースとして農業教養、家庭科コースを設ける。

5 入学手続
四月二十五日まで規定の用紙に記入し公民館に提出すること。用紙に各青年団体公民館に準備してあります。